

**K J B B**

**関東団地少年野球連盟**

**規約 ・ 支部設置規程 ・ 内規**

令和5年2月13日

**関東団地少年野球連盟**

# 関東団地少年野球連盟 規約

## 第1章 名称及び事務所

### 《名称》

第1条 本連盟の名称は、関東団地少年野球連盟とする。

### 《事務所》

第2条 本連盟の事務所を東京都内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 《目的》

第3条 本連盟は、野球を愛する少年及びこれを支援する者で組織し、スポーツを通じて体力の向上と、親睦を図り、併せて青少年の健全育成に努めることを目的とする。

### 《事業》

第4条 本連盟は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 各種少年野球大会の企画実施
- (2) 少年野球技術向上のための講習会等の開催
- (3) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織及び支部

### 《組織》

第5条 本連盟は、第7条及び第8条の規定に従い連盟に登録し、所定の登録費を納入したクラブをもって組織する。

### 《支部》

第6条 本連盟には次の支部を設置する。

- (1) 第1支部 東京都
- (2) 第2支部 神奈川県
- (3) 第3支部 埼玉県
- (4) 第4支部 千葉県

新たな支部は、必要に応じて設置する。

支部の組織その他は「支部設置規定」による。

## 第4章 選手資格及び登録

### 《選手資格》

第7条 本連盟に登録される選手(指導者も含む)は、次の部門とする。

- (1) 学童の部(小学生本大会の部及びジュニアの部)
- (2) 少年二部(中学生の部)

### 《登録》

第8条 登録は毎年行う。

2. 1チームの登録人数は、20名までとする。
3. 登録するチームは連盟所定の登録用紙を使用し、支部長の承認を得て所定の期日までに連盟事務局長に提出する。
4. 登録されたメンバーに変更がある場合は、連盟所定の変更登録用紙を使用し、支部長の承認を得て、所定の期日までに変更登録を完了する。  
(上記、第3項及び第4項の所定の期日とは別に定めない限り各大会の組合わせを決定する代表者会議の当日までとする。)

#### 《費用の納入》

- 第9条 登録するクラブは、所定の登録費を納入しなければならない。
2. 新規加入クラブは、連盟所定の申込書とともに、新規加入金を納入しなければならない。すでに登録されたクラブも3年間以上登録されない場合は新規加入クラブとして取り扱うものとする。  
(上記、登録費及び新規加入金は別途定めるものとする。)

### 第5章 役員

#### 《役員》

第10条 本連盟には次の役員を置くものとする。

(1) 会 長	1名
(2) 副 会 長	4名
(3) 理 事 長	1名
(4) 副 理 事 長	1名
(5) 事 業 部 長	1名
(6) 事 務 局 長	1名
(7) 審 判 部 長	1名
(8) 財 務 部 長	1名
(9) 広 報 部 長	1名
(10) 記 録 部 長	1名
(11) 理 事 事	若干名
(12) 監 事	2名

#### 《役員選出》

第11条 本連盟の役員はすべて理事とし、役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、監事は理事会で推挙し、事業部長、事務局長、審判部長、財務部長、広報部長、記録部長は会長が推薦し、総会の承認を得る。
- (2) 理事は、支部推薦とし、総会の承認を得る。

#### 《その他役員》

第12条 本連盟に名誉会長、相談役、顧問を置くことができる。

1. 名誉会長、相談役、顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
2. 本連盟に第10条の規定による理事の他に支部長の推薦により、会長が指示する業務に従事する理事を置くことができる。

#### 《役員任期》

第13条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 任期は、2カ年とする。但し、重任は妨げない。
- (2) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 補欠により就任する役員は、理事会の承認を得るものとする。
- (4) 任期終了後も後任者が決まるまでは、その任務を行う。
- (5) 名誉会長、相談役、顧問はその役務遂行不能となった場合、または辞任の申し入れがあった場合とする。

#### 《役員任務》

第14条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、連盟を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、事業部長とともに連盟事業の企画執行にあたる。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代理する。
- (5) 事業部長は、連盟事業の企画執行にあたる。

- (6) 事務局長は事務連絡業務、その他連盟の総務・庶務業務を遂行する。
- (7) 審判部長は、本連盟の審判を担当する。
- (8) 財務部長は、本連盟の収支を担当する。
- (9) 広報部長は、本連盟の広報を担当する。
- (10) 記録部長は、試合記録の保持にあたる。
- (11) 理事は、連盟事業の計画運営実行にあたる。
- (12) 監事は、連盟会計を監査する。
- (13) 会長が指示する業務に従事する理事は、特定された業務に従事する。

#### 《審判部の構成》

第15条 審判部は、中央審判員をもって構成する。

#### 《中央審判員の選任及び定数》

第16条 中央審判員は支部長よりの推薦とし、定数は各支部5名以上、総数20名以上とする。

#### 《審判副部長の指名》

第17条 審判部長は、審判部の円滑な運営を図るため、各支部より1名指名し、審判副部長として補佐させることができる。

#### 《審判部長の権限》

第18条 審判部長は、本連盟が主催する各大会における中央審判員の割り振りについて権限をもち、十分な連絡のもとに大会日程の進行に責任をもつものとする。

## 第6章 会 議

#### 《総会》

第19条 総会は、本連盟の最高議決機関であって、役員をもって構成する。  
総会は、毎年2月または3月に招集し次の事項を附議決定する。

- (1) 前年度事業及び会計報告の件
- (2) 今年度事業及び予算計画の件
- (3) 役員を選任に関する件
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要な事項

#### 《理事会》

第20条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事業部長、事務局長、審判部長、広報部長、記録部長、財務部長及び理事で構成する。  
2. 理事会は、本規約で規定された事項及び総会で議決された事項を審議する。理事会は、理事長が招集し議長となる。

#### 《臨時総会》

第21条 本連盟の目的遂行にあたり必要あるときは理事会の決議により、会長は臨時に総会を開催することができる。

#### 《会議の成立》

第22条 総会、理事会は構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決定する。  
会議出席不能の者は委任状をもって議決権を代行させることができる。  
これを行わない者はその議決に異議の申立てをすることができない。

## 第7章 会 計

### 《会計年度》

第23条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

### 《収 入》

第24条 本連盟の経費は、登録費(新規加入金を含む)、広報費、名簿作成費、大会参加費、及びその他の収入をもってこれに充てる。

2. 納入した登録費(新規加入金を含む)、広報費、名簿作成費、大会参加費、及びその他は理由の如何にかかわらず返却しない。

## 第8章 専門委員会

### 《専門委員会》

第25条 本連盟の事業を遂行するため必要に応じて各種の専門委員会を設置することができる。専門委員会の名称及び委員の定数は理事会の承認を経て会長が定める。

## 第9章 補 則

### 《規約改正》

第26条 本規約改正は、総会の決議を経なければならない。

### 《細 目》

第27条 本規約執行上必要となる細目は理事会でこれを定める。

### 《大会の実施》

第28条 本連盟は、下記の大会を実施する。

- (1) 支部少年野球大会
- (2) 朝日旗争奪関東団地少年野球大会
- (3) 読売旗争奪関東少年野球大会
- (4) 支部対抗親善少年野球大会
- (5) その他総会にて議決された大会

### 《中央大会》

第29条 第28条(2)号と(3)号の大会は、各支部毎に大会を実施し、優勝チームが連盟主催の中央大会への出場権を得る。  
ただし、優勝チームが学校行事により、やむを得ず出場不可の場合は、準優勝チームが出場できるものとする。  
なお、連盟登録していないチーム(新聞社社告への応募チーム)が優勝した場合も出場権を得る。

2. 中央大会出場チームは、所定の大会参加費を納入しなければならない。
3. 中央大会の前に出場チーム代表者会議(会の構成はチーム代表、監督または代行者)を実施する。  
組合わせ抽選は原則として前記代表者会議の構成員もしくは支部長による代理抽選にて行う。
4. 本連盟は、競技運営上、「中央大会規則」等を設け運用することがある。

### 《功労者表彰等》

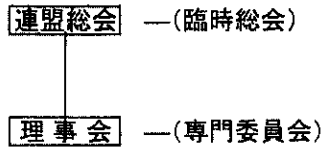
第30条 本連盟は、永年に亘り連盟に著しい功績があった場合、連盟表彰を行いその功績を称えるものとする。  
細目については必要と認めるとき連盟役員が協議して決定する。

- (附則) 本規約は、昭和47年3月1日より施行する。
- (附則) 本規約は、一部改正(第17条及び第18条)し、平成4年1月1日より施行する。
- (附則) 本規約は、全面改正し、平成14年1月1日より施行する。
- (附則) 本規約は、一部改正(第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第20条及び第29条)し、平成17年2月18日より施行する。
- (附則) 本規約に付随する「連盟内規」を一部改正し、平成28年2月5日より施行する。
- (附則) 本規約に付随する「連盟内規」を一部改正し、令和5年2月13日より施行する。

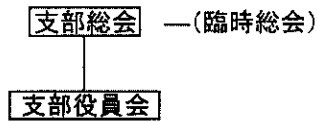
# 関東団地少年野球連盟 組織・会議体図

## I. 会議体図

### A. 連盟

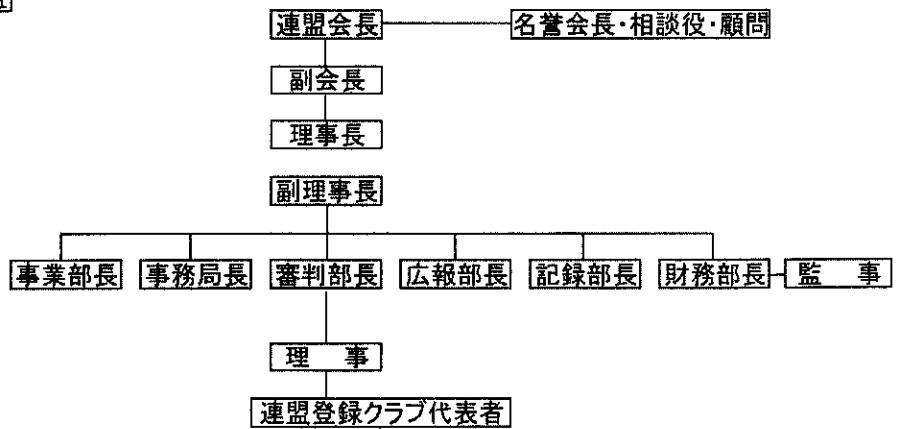


### B. 支部

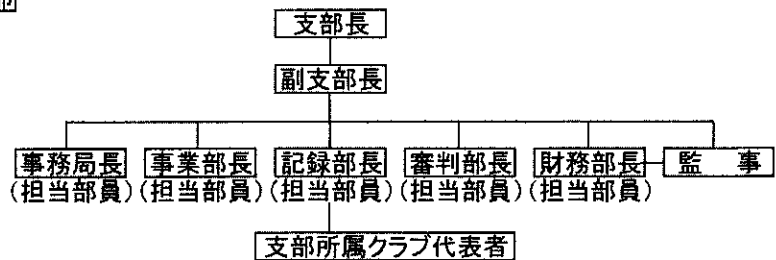


## II. 組織図

### A. 連盟



### B. 支部



## 関東団地少年野球連盟 支部設置規程

関東団地少年野球連盟 規約 第6条の規定に従い支部を設置する。

### 《構成》

第1条 支部は、都、県単位として都、県のチームは支部に所属するものとする。

### 《運営費》

第2条 支部運営費は、支部において決定し徴収する。

### 《役員》

第3条 支部には次の役員を置くものとする。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 支部長  | 1名   |
| (2) 副支部長 | 2名   |
| (3) 事務局長 | 1名   |
| (4) 事業部長 | 1名   |
| (5) 審判部長 | 1名   |
| (6) 記録部長 | 1名   |
| (7) 財務部長 | 1名   |
| (8) 監事   | 1名以上 |

但し、支部の事情により変更することができる。

### 《役員選出》

第4条 支部役員選出は次のとおりとする。

- (1) 支部役員は、支部役員会にて選出し、支部長は役員の内選によりこれを委嘱する。支部長は決定した支部役員をすみやかに連盟事務局長に報告するものとする。

### 《役員の任期》

第5条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 任期は2カ年とする。但し、重任は妨げない。
- (2) 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 補欠により就任する役員は、支部役員会の承認を得るものとする。
- (4) 任期満了後も後任者が決まるまでは、その任務を行う。

### 《役員の任務》

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、支部内事業を統轄する。また、連盟理事としての任務を遂行する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは代理する。
- (3) 事務局長、事業部長、広報部長、財務部長、記録部長及び審判部長それぞれは、支部長を補佐し、支部内担当業務を遂行する。  
また、それぞれの部長及び局長は担当業務の遂行にあたり若干名の担当部員をおくことができる。  
担当部員は部長及び局長が推薦し、支部長がこれを委嘱するものとする。
- (4) 監事は、支部会計を監査する。

### 《支部総会》

第7条 支部総会は、毎年2月または3月に召集し次の事業を附議決定する。

- (1) 前年度事業及び会計報告の件
- (2) 今年度事業及び予算計画の件
- (3) 役員を選任に関する件



(4) その他必要な事項

支部総会の構成員は、支部所属クラブ代表者及び支部役員とする。

《支部役員会》

第8条 支部役員は、支部長が必要と認めた場合に招集してその議長となるとともに、支部運営について支部役員と協議するものとする。

《臨時総会》

第9条 支部の運営にあたり必要あるときは支部役員会の決議により、支部長は臨時に総会を開催することができる。

《支部大会》

第10条 支部長は、連盟大会スケジュールに従い、支部大会を運営する。  
2. 支部長は、支部大会の結果をすみやかに連盟事務局に報告するものとする。

《役員派遣》

第11条 支部長は支部に割り当てられた中央大会、総合開会式等連盟運営委員を選出派遣するものとする。

《功労者・支部対抗親善大会選手の決定及び推薦》

第12条 支部長は連盟の規定するところにより、功労者等を決定し、推薦する。  
2. 支部長は支部対抗親善少年野球大会の代表選手を選出し、支部代表チームを決定する。

## 関東団地少年野球連盟 内規

1. 登録選手及び指導者
  - (1) 連盟規約 第7条、第8条に基づくことを原則とする。
  - (2) 在学名校名、在学年は必ず明示すること。
  - (3) 登録された監督とコーチは、監督30、コーチ28と29の背番号を付けてユニフォームを必ず着用すること。ユニフォームを着用しない監督・コーチはベンチに入ることには出来ない。  
また、チーム代表者、スコアラー、介護員(女性・2名)はチームの帽子を着用し、スポーツ指導者としての服装を着用する。
  - (4) 登録選手は1チーム20名以内とし、本大会の部は6年生、ジュニアの部は5年生とする。ただし、選手の在籍数により、次の配慮を行う。
    - a. 選手登録は、本大会の部(6. 5. 4年生)、ジュニアの部(5. 4. 3年生)ともに11名以上での編成が望ましい。止むを得ず、上記以外の下級生を登録するチームは、チームの責任において、事故等に最大限の配慮をする。  
また、試合中に危険がある場合は、試合途中での棄権を認める。
    - b. 上級生の部員不足でチーム編成ができない場合に限り、下級生の2大会にわたる登録を認める。(ダブル登録)  
同一学年で、11名以上の在籍登録があるチームは、原則としてダブル登録を認めない。
    - c. 連盟登録チームで、本大会の部(6. 5. 4年生)、ジュニアの部(5. 4. 3年生)において10以下のチームの、2チーム連合での各大会毎の参加を認める。(2チームで10名以下の場合、連合を3チームまで認める。連合での参加は同一地区チームで合同練習が出来ることが望ましい。)
      - ① 連合での参加を求めるチームは、大会抽選会までに事前に登録選手名簿を当該支部長に提出し、承認を必要とする。
      - ② チーム名は両チーム併記とすることが望ましい。
      - ③ 統一されたユニフォームが望ましい。個々のチームのユニフォームも可とするが、背番号は統一されていること。
      - ④ 連盟登録チームで、登録外チームとの連合はチーム名を連盟登録チーム、統一されたユニフォームとする。
  - (5) 中央大会の出場メンバーは、各支部大会申込時に提出されたものに基づき中途の変更は認められない。
2. 大会規約
  - (1) 連盟規約 第28条に基づく、本連盟が主催する大会はすべて、日本公認野球規則及び全日本軟式野球連盟の「学童の部」と「少年二部」の要項に基づく。
  - (2) 上記(1)項の他、次の「連盟大会規則」も設定し、「連盟大会規則」が優先する。
3. 連盟大会規則
  - (1) 試合
    - a. 大会の試合インニング数は、6回戦とする。
    - b. 試合時間は、1時間30分とする。試合開始後1時間30分を経過したときは、新しいインニングに入らない。勝敗が決しない時は、抽選で勝敗を決める。
    - c. 準決勝、決勝戦は、規定インニング、規定時間内で同点の場合でも延長戦を行わずただちに特別延長戦(タイブレーク)を適用する。
    - d. 特別延長戦(タイブレーク)は一死満塁を設定し、打者は最終回の次打者(継続打順)からとする。その回数は2インニングまでとし、勝敗が決しない場合は抽選とする。
    - e. 試合成立  
4回終了時及び試合開始1時間30分を経過したときとする。  
決勝戦を除き、4回以降7点以上差がついた場合コールドゲームが成立し、試合は終了する。

- f. 試合マナー
  - ① 選手はマナーを正しく、みだりに勝手な行動をとらないこと。
  - ② 相手チーム選手等への野次の禁止(指導者・応援の父母も含む)。
  - ③ 選手交代は全力疾走のこと。
  - ④ チームの応援については節度とマナーを守ること。スタンドからのマナー違反に対しても監督の責任で退場もありうる。
- g. チームの集合は、特に定めない限り試合開始予定時刻の60分前及び前試合の4回終了時までとする。  
また、メンバー交換は30分前及び前試合の4回終了時とする。
- h. 試合中における審判への抗議は監督または当該プレーヤとする。
- i. 大会試合球は学童の部(本大会の部、ジュニアの部とも)は~~9~~号、少年二部(中学生の部)は~~8~~号とする。 M J
- j. 投球練習は、初回7球以内、2回目以降は4球以内とする。
- k. 打者、走者及びランナーコーチはヘルメットを着用し、捕手はマスク、レガーズ、プロテクター、ヘルメットの着用を義務づける。
- l. 監督がタイムをとり投手に指示を与える場合、ファウルラインを越えてマウンドまで行く事を認める。
- m. 作戦タイムは、攻撃時3回、守備時3回の計6回までとする。

(2) ルール

- a. 不正投球は1回目からボークとする。
- b. 本塁ベースは一般用とする。
- c. 投手の投球制限は、1試合4イニング(12アウト)までとする。

4. 審判員

- (1) 本連盟の審判部の運営並びに中央審判員の選任については連盟規約第16条に基づく。

5. 運営

- (1) すべての役員は常に選手(少年)の立場を尊重、考慮し事業の企画、運営にあたること。
- (2) 理事会、支部役員会の決定事項については参加登録クラブの全員が一致協力し、運営を阻害しないこと。
- (3) 社会人としての立場を十分考慮し、常識ある行動、運営に努めること。
- (4) すべて公平、平等に物事を解決するよう努めること。

6. アマチュア規律

- (1) 本連盟を構成する役員はすべてアマチュア規律に則した行動をとること。なお、違反と紛らわしい行動は常に注意し、そのような行動はとらないこと。
- (2) 本連盟の役員の地位を利用して政治的、商業的及び個人の利益となるような行動をとらないこと。また、他から利用されないこと。
- (3) チームを構成する代表者、監督、コーチについても前項に準ずること。
- (4) アマチュア規律に反した場合は、理事会にてその処分を決定する。  
なお、支部内において支部長が支部役員会を招集し、その処分を決定する。決定事項は連盟会長にすみやかに報告すること。

7. その他

- (1) 連盟運営にあたり疑義が生じた場合はすべて理事会にて決定する。
- (2) 選手登録時において書類記入不備なチームには参加資格を認めない。
- (3) 不正行為が行われた場合は、その大会については失格とする。
- (4) 連盟規約、連盟内規に抵触しない範囲で支部内規を定め支部大会を円滑に運営することができる。
- (5) 連盟規約第7条に掲げる「少年二部」の選手登録資格について

- ① 登録できる選手の資格は、本連盟の「学童の部」において登録済の選手であることを要する。
- ② 登録済選手の出場チーム名は「学童の部」と同一チーム名を原則とする。
- ③ チーム役員(代表者、監督、コーチ)についても上記に準じて取り扱う。
- ④ 中学生のクラブ活動の顧問、指導教諭は大会に参加することはできない。

- (6) 連盟事業と重複する事業の企画及び主宰等の禁止  
本連盟に加盟するチームが単独または複数で本連盟の名称を利用し事業を自ら企画及び主宰し、または他の加盟チームを勧誘してはならない。これらの事実が確認された場合は、理事会において調査のうえ、該当チームを除名することができる。

8. 大会申し合わせ事項

- (1) グラウンドルール  
各会場のローカルルールを適用する。
- (2) シートノック  
5分間ずつとし、終了2分前を予告する。後攻、先攻の順に行う。
- (3) 緊急の試合運営  
試合途中における降雨等の処理は、全て会場にて大会本部が決定する。
- (4) 先発メンバー表と登録メンバー表に違いがある場合は、登録メンバー表が優先し、それ以外の選手は試合に出場できない。
- (5) メガホンはチームに1個に限り使用を認める。
- (6) 試合時間の変更は、学校行事(運動会、参観日等)以外は原則として認めない。
- (7) チームはゴミ袋を持参し、自分達のゴミは自分達で必ず持ち帰ること。